

DigSports 利用約款

本約款は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、本約款を直接又は間接的に参照した契約（「DigSports 利用申込書」、その他注文書請書等による契約を含み、以下「本契約」という。）が締結された場合、本契約の対象となるサービスに適用されるものとし、甲は、本契約及び本約款に従いサービスを利用するものとします。

第1条（定義）

1. 「本件サービス」とは、運動能力測定サービス「DigSports」を意味します。
2. 「利用場所」とは、本件サービスの利用場所であり、本契約に記載の場所を意味します。
3. 「常設利用」とは、6ヶ月以上の期間、利用場所において継続的に本件サービスを利用する利用形態を意味します。
4. 「イベント利用」とは、6ヶ月未満の期間、特定のイベントのために利用場所において本件サービスを利用する利用形態を意味します。
5. 「教育サービス」とは、オンサイトで本件サービスの利用方法を説明するサービスを意味します。
6. 「オンサイトサポート」とは、甲による本件サービスの利用をオンサイトでサポートするサービスを意味します。
7. 「付帯サービス」とは、教育サービスとオンサイトサポートの総称を意味します。
8. 「貸与物件」とは、本契約に記載の貸与物件を意味します。
9. 「乙設備」とは、本件サービスの提供のために乙が利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを意味し、乙が本件サービスの提供のために利用する Google Cloud Japan G.K.（以下「提供元」という。）を提供元とするウェブサービス（以下「Firebase」という。）を含みます。
10. 「本ユーザ」とは、甲が本件サービス及び貸与物件の利用を承認したユーザを意味します。
11. 「ID等」とは、本契約の有効期間中、乙より甲に貸与される本件サービスを使用するために必要となる ID 及びパスワードを意味します。

第2条（契約の変更等）

1. 本契約成立後の契約内容の変更は、乙の承諾がない限りできません。
2. 本契約に定める利用形態がイベント利用の場合において、本契約の成立後に甲がキャンセルする場合、乙が別途指定する連絡先に連絡するものとします。甲によるキャンセルが、本契約に定める利用期間の開始日の30日前以降の場合には、以下のキャンセル料が発生するものとし、甲は乙からの請求に従い、当該キャンセル料を支払うものとします。
利用期間の開始日の30日前以降8日前まで：
本契約に定める料金（貸与物件及び付帯サービスを含む料金合計）の50%
利用期間の開始日の7日前以降：
本契約に定める料金（貸与物件及び付帯サービスを含む料金合計）の100%

第3条（本件サービス等の利用）

1. 甲は、利用場所において本件サービス及び貸与物件を利用することができるものとします。甲は、乙の承諾のない限り、利用場所を変更することはできません。
2. 甲は、本ユーザに本件サービスを利用させることができるものとします。甲は、本ユーザに本件サービスを利用させるにあたり、本ユーザに対し、本契約に基づき自らが負う義務を遵守させるものとします。なお、本件サービスの利用における本ユーザの行為は、全て甲による行為とみなされるものとします。
3. 甲は、以下の責任を負うものとします。
 - (1) ID等の適切な管理を含め、本件サービス及び貸与物件の不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに乙に通知すること
 - (2) 自己の費用において、本件サービスを利用するためのクライアント機器、インターネットブラウザ等のソフトウェア及びインターネット回線等（貸与物件を除き、以下「甲機器環境」という。）を調達し、維持・管理すること
 - (3) Firebaseの提供元所定の「Terms of Service for Firebase Services」（<https://firebase.google.com/terms>、又はその後継サイトに掲載）（以下「利用規約」とい

- う。)の定め(料金及びその支払条件を除く。)を遵守すること
- 乙設備の一部を構成する Firebase に関する乙の保証・責任は、利用規約に基づき乙が提供元から取り付けられる保証・責任の範囲内に限られるものとします。
 - 甲は、本約款又は関連資料で明示的に承認されている場合を除き、本件サービス及び貸与物件を利用できません。また、甲は、本件サービス及び貸与物件について次の行為を行なってはなりません；(i) 逆アセンブル、逆コンパイル又は改変、(ii) 有償・無償を問わず、第三者に対する譲渡、再利用許諾、貸与又はリース、(iii) 第三者に対するサービス事業、タイムシェアリング事業、その他これに類する事業における利用、並びに (iv) 直接・間接を問わず、生物兵器、化学兵器又は核兵器の開発目的への利用。
 - 甲は、貸与物件を善良な管理者の注意をもって利用、保管するものとします。
 - 貸与物件の修理は、センドバック方式により行われます。センドバック方式とは、修理品を甲から乙又は貸与物件の提供元のメーカーに送付のうえ修理をするサービスです。かかる修理は、貸与物件の提供元のメーカーが定める保証期間内に限り無償としますが、その他の場合には、乙所定の料金が別途発生します。
 - 乙の責めに帰さざる事由により、貸与物件が滅失又は毀損した場合は、乙は催告をすることなく通知のみにより本契約を解約できるものとします。乙が本契約を解約した場合、甲は乙に対して、貸与物件と同等の物件の購入代価又は貸与物件の修理代相当額を支払うものとします。

第4条 (貸与物件の納入)

甲は、貸与物件の受領後速やかに、貸与物件の正常な作動を確認するために、乙所定の方法で動作確認を行ないます。甲は、動作確認後乙所定の確認書を発行するものとし、当該確認書の発行をもって貸与物件の納入完了とします。動作確認において貸与物件が正常に作動しない場合、甲は直ちに乙に通知するものとし、乙による追加納入、代品納入、修補等の後、再び動作確認を行ないます。貸与物件の受領日から 14 日以内に甲から乙に何ら通知のない場合、当該期間の満了時に貸与物件の納入が完了したものとみなされます。

第5条 (料金及び支払条件)

- 料金及びその支払条件は、本契約に記載のとおりとします。
- 乙が支払期限までに料金を受領できなかった場合には、乙は甲に対し支払期限の翌日から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延利息を請求することができるものとします。
- 利用期間中において、甲が本件サービスを利用することができない状態が生じたときでも、甲は、料金の支払義務を免れないものとします。

第6条 (ホットラインサービス)

- 乙は、本契約記載の利用期間中、甲からの本件サービスの利用上の質問に回答するホットラインサービス(以下「ホットラインサービス」という。)を提供します。なお、質問及び回答の方法は、電子メールによるものとします。
- ホットラインサービスは、甲があらかじめ乙に通知した担当者を通じ、乙のホットラインサービス営業時間帯(土日祝祭日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く、9:30~12:00 及び 13:00~17:30 (JST))において乙より日本語にて提供されます。
- ホットラインサービスは本条第 1 項に規定されるものに限られ、次のいずれかに該当する場合には、乙はホットラインサービスを提供する義務を負いません。
 - 甲機器環境が乙所定のシステム要件を満たさないことに起因し、本件サービスが正常に稼動しないとき
 - 甲又は第三者の責めに帰すべき事由、又は天災地変により本件サービスに障害が生じたとき
- ホットラインサービスにはオンサイト作業は含まれません。

第7条 (守秘義務)

- 「秘密情報」には、本件サービス(利用されている方法又は概念を含む。)及び開示当事者が財産権を有する又は秘密であると明示する一切の情報が含まれます。甲及び乙は、本契約に関連して知りえた相手方の秘密情報を自己の秘密情報に対して払うと同等の注意義務をもって管理し、開示当事者の書面による明示の承認を得ずに、第三者に開示・漏洩してはなりません。但し、甲は、本件サービスを甲の社内利用に供する場合に限り、当該秘密情報を秘密に保つ旨の書面契約を甲と締結した下請負業者等に対し、秘密情報を開示しこれを利用させることができます。以下の情

報は、秘密情報とはみなされません； (i) 本契約の違反によらず、一般に入手可能な情報、 (ii) いかなる守秘義務にも違反せずに第三者から正当に入手した情報、 (iii) 一方当事者が他方当事者の秘密情報とは無関係に独自に開発した情報、又は (iv) 開示時点で受領当事者が既に知っていた情報。

2. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続します。

第8条（保証及び責任の範囲）

1. 乙は甲に対し、本件サービスの利用権を設定し、貸与物件を貸与する権利を有していることを保証します。
2. 乙は、本件サービス及び貸与物件を現状有姿にて提供するものとし、本約款に特別な定めのある場合を除き、本件サービス及び貸与物件の利用若しくは利用不能、ホットラインサービス又は付帯サービスの提供若しくは提供不能から生じる、又はその他本契約に関して生じる特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、派生的損害、又はその他の一切の損害（逸失利益、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、誠実義務又は合理的な注意義務を含めた義務の不履行、過失、又はその他の金銭的若しくはその他の損失を含みますがこれらに限られない。）について一切責任を負いません。
3. 本契約における乙の甲に対する損害賠償責任の総額は、請求原因の如何を問わず、当該損害賠償責任を負うべき事態の発生した直前6ヶ月間に、本件サービス及び貸与物件について本契約に基づき乙が甲より受領した料金総額を限度とし、かつ乙の責めに帰すべき事由により直接の結果として甲が現実に被った通常の損害（逸失利益及び第三者からの甲に対する請求に基づく損害は含まれない。）の賠償に限られます。
4. 前二項に定める責任の制限は、乙の故意又は重過失による場合における賠償責任には適用されません。

第9条（知的財産権等）

1. 甲は、本件サービスが乙の財産であり、かつその一切の知的財産権は乙に帰属していることを了解します。
2. 甲は、乙が甲の登録情報及び甲による本件サービスの利用の結果等を本件サービスの機能及び品質の改善及び改良のために利用することを了解します。

第10条（個人情報の取り扱い）

乙は、乙の定める「個人情報保護方針」（<https://www.dentsusoken.com/privacypolicy.html>、又はその後継サイトに掲載。以下「本保護方針」という。）に従い、甲及び本ユーザの個人情報を取り扱うものとし、甲は、本保護方針に従い個人情報が取り扱われることに同意するとともに、本ユーザから同意を取り付けるものとします。

第11条（免責）

1. 本契約に関して乙が負う責任は、理由の如何を問わず、第8条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変その他の不可抗力
 - (2) 甲の機器環境が乙所定のシステム要件を満たさないことに起因する障害
 - (3) 甲の機器環境にインストール又は実行されている、乙所定の動作環境に含まれないソフトウェアに起因する障害
 - (4) データの消失、破損等による損害
 - (5) 甲の機器環境の障害又は乙設備までのインターネット回線接続の不具合等甲の接続環境の障害
 - (6) 本件サービスからの応答時間等インターネット等の通信回線の性能値に起因する損害
 - (7) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない乙設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (8) 甲が本契約を遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) Firebase 又は電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) ID等の偽装、盗用、不正使用、無権限使用等により発生した損害
2. 乙は、甲が本件サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等（甲と本ユーザ

間、若しくは本ユーザ間で生じた紛争等を含む。)について、一切責任を負わないものとします。

第12条 (契約の有効期間及び解約)

1. 本契約は、本約款に基づき解約されない限り、本契約記載の利用期間中、有効に存続するものとします。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に定める事由の一が生じたときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
 - (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生開始若しくは特別清算開始の申立を受けたとき、又は清算に入ったとき
 - (2) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 本契約の条項に違反し、相当期間内に改善されないとき
3. 乙は、乙と提供元間の契約が終了し、**Firestore**を利用することができなくなる場合、甲に通知することにより、本契約を直ちに解約することができるものとします。この場合、乙は甲に対し、解約日以降の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。
4. 前項以外の事由に基づく解約の場合、甲は、既支払分のサービス料の返還を請求し得ないものとし、未支払分のサービス料がある場合には、これを直ちに乙に支払うものとします。いかなる解約も、甲が解約日以前に乙に支払うべき料金について、甲の支払義務を免除するものではありません。
5. 本契約が終了した場合、甲は直ちに **ID** 等を破棄するものとします。

第13条 (本約款の変更)

1. 乙は、本約款について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件サービスの利用者の一般の利益に適合し、又は変更が本約款の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本約款及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本約款の適用について、甲の同意を得るものとします。

第14条 (一般条項)

1. いずれの当事者も、天災地変、労働争議、暴動、戦争行為、法律の制定・改廃、サイバー攻撃、その他その合理的支配を越える事由により本契約上の義務の履行が遅滞又は不可能となった場合、それにより相手方に生じた損害については免責されます。
2. 乙は、事前の書面通知をもって、甲による本件サービスの使用状況について監査することができるものとします。甲は、乙の監査に協力し、乙又は乙の委託先に対し合理的な範囲内で甲の施設、機器及び情報へのアクセスを許可するものとします。乙は、合理的な範囲内で甲のセキュリティに関する規定に従うものとします。
3. 甲及び乙は、本契約締結日時点において、互いに相手方に対し、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「暴力団等」という。)ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証します。
4. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辭、業務妨害行為、名誉・信用の毀損、不当要求行為などの行為をした場合
 - (2) 役員若しくは経営に実質的に関与している使用人が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力若しくは関与していることが判明した場合、あるいは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
5. 前項に基づき解約をした当事者は、当該解約により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任は一切負わないものとします。
6. 本契約は、本件サービスの利用権の許諾に関する甲乙間の唯一の合意を構成します。本契約の締

結の前後を問わず、甲乙間で本契約と異なる合意がなされた場合においても、当該合意が本契約書を明確に特定した書面にて証されない限り、当該合意は何ら効力をもたないものとします。

7. 本契約に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ円満に解決を図るものとします。
8. 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上